

## マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	東京都港区芝大門 2-3-6 大門アパニスト 2F

\* 2025 年 8 月末現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金（1日 8時間当たりの平均）	②派遣労働者の賃金（1日 8時間当たりの平均）	マージン率 (①-②) ÷ ①
458	29	19,858 円	14,641 円	26.3%

#### ●マージン率とは

派遣先より株式会社リジョイスカンパニーに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

#### ●マージン率に含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 （教育訓練・事務管理費等）
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

### 2. 教育訓練に関する事項

- ・ 情報セキュリティー教育
- ・ ビジネスマナー教育
- ・ 医療現場で働くための各種研修

### 3. その他参考と認められる事項

派遣としての就業、業務委託としての就業に関わらず、すべての制度が等しく利用できます。

### 4. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項について

- ・ 労使協定を締結しているか否か : 締結済
- ・ 労使協定対象労働者の範囲 : すべての派遣労働者
- ・ 労使協定の有効期間の終期 : 2027 年 3 月 31 日

以上